

# デジタル著作権と自炊判決 ～権利者以外の視点から

弁護士・ひかり総合法律事務所  
板倉陽一郎

# 権利者以外の視点

- ① デジタル出版権
- 出版社への訴権の付与は「短期的に実現することは難しい」のか
  
- ② 自炊判決
- 立法段階で支分権と権利制限規定の強化のバランスが取れていない場合、法解釈はどうあるべきか

# ① デジタル著作権

# 文化審議会著作権分科会出版関連 小委員会中間まとめ(案)

- 問題の所在
  - ...出版社が第三者に電子書籍を配信させるために主体的に契約交渉を行う必要性
  - ...出版社は、創作活動に専念したい著作者に代わって、主体的に海賊版への権利行使を担う必要性

# 中間まとめ(案)の選択肢

- (A) 著作隣接権の創設 ← 採用された
- (B) 電子書的に対応した出版権の整備
- (C) 訴権の付与(独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の制度化) ← これに着目
- (D) 契約による対応

# C案に係る意見

- 日本美術著作権連合
  - 訴権の付与が最も望ましい
  - 紙のみの出版の契約であっても海賊版対策をできるように幅広い訴権が必要
- 日本書籍出版協会
  - 実務上契約交渉等において十分ではない
  - 独占的な利用許諾契約は出版契約に限られず、他の知的財産権との平仄に議論が及び短期的に実現することは難しい

# 著作権法118条1項をお忘れでは

- 著作権法118条1項
- (無名又は変名の著作物に係る権利の保全)
- **無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作者又は著作権者のために、自己の名をもつて、第百十二条、第百十五条若しくは第百十六条第一項の請求又はその著作物の著作者人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なうことができる。ただし、著作者の変名がその者のものとして周知のものである場合及び第七十五条第一項の実名の登録があつた場合は、この限りでない。**

# 著作権法118条1項の趣旨，法的性質

- 実名を明らかにせずに無名・変名の著作物の著作者の権利を保全するための方策
  - ベルヌ条約15条(3)，旧著作権法12条
- 法的性質
  - 「実質的な代理人」
  - 法定訴訟担当説(板倉)

# 東京地判平成22年7月8日判例集未 登載（平成21年（ワ）第23051号）

- 118条を実際に適用した（恐らく）唯一のケース。
- 「なお，原告図版の著作者はビーエスエルであるが，前記第2の1(2)イのとおり，原告図版は，原告書籍の表紙として公表された際，著作者の名前は公表されなかったものであり，無名の著作物であると認められるから，原告図版を表紙に用いた原告書籍の発行者である原告（甲1の2）において，ビーエスエルのために，著作権ないし著作者人格権侵害行為の差止請求を行うことができる（著作権法118条1項）。」

裁判所, 著作者の名前出すなよ...

# ちなみにこんな事案でした



# 著作権法118条拡張(改正)説

- 「無名又は変名の」を削除すれば、あらゆる著作物において出版社は著作者又は著作権者のために権利行使を行うことができる。
- 著作者人格権も行使できる(実際に前掲東京地裁では同一性保持権侵害が認定された)。
- 本条は他の知的財産権への影響は考えられないし、「短期的に実現することは難しい」のだろうか？併存はあり得るか？

## ②自炊判決

# 2013年5月31日 Facebook「知的財産 / Intellectual Property」グループ

## 高橋淳弁護士投稿

- 東京地判平成25年9月30日判例集未登載（平成24年（ワ）第33525号）の「Y2」代理人であり、投稿は同裁判における主張であると思われる。
- 「自炊代行と私的複製について」
  - 法30条の趣旨
  - 「使用する者が複製」の解釈
  - 著作者の正当な利益の保護

# 「法30条の趣旨」

- 法30条(私的複製)の趣旨

- 「従来は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における複製は軽微なものであり著作権者の正当な利益に与える影響が小さいことのみに求められていた」
- 「近時は、より積極的に、私的領域における自由の確保又はプライバシー権の保護(いずれも憲法13条に根拠を有する憲法上の古典的な基本的人権である)等をも根拠とする見解が有力に主張されている。」
- 所有権(憲法29条に基づく財産権)と著作者の複製権(法21条)との対立の調整規程

# 「使用する者が複製」の解釈

- 「複製」の主体については、規範的に判断するのが一連の最高裁判決であり、「使用する者が複製」という要件における「複製」の主体についても同様に規範的に判断するべきものである。」
- 「「使用する者が複製」には、使用者自身が物理的に自ら複製する場合だけではなく、「補助者による複製」をも含むべきである。ただし、主体性の判断の際には、物理的な行為を行う者ではなく、「複製」に向けての因果の流れを開始し支配している者が「複製」の「主体」と判断されるべきであるし、「複製の自由」が書籍の所有権に由来するものであることに照らしても、書籍の所有者が複製の主体であるというべきだからである。」
- 「そして、各種業務のアウトソース化が拡大した今日においては、「補助者」には、秘書や事務員のように使用者の業務を日常的に補助している者に限定されず、「複製」のみを業務として委託される「業者」も含むというべきである。」

# 著作者の正当な利益の保護

- 「著作権者の正当な利益は、使用の範囲についての要件である「家庭内・・・」の要件を厳格に解することにより保護することができる。」
- 「また、そもそも、「業者」が書籍の所有者に対して「複製」を誘引し、特別な機器を用いて業務を遂行している場合には、「業者」が因果の流れを支配しているのであり、「複製」の「主体」とであると判断される」
- 「さらに、「業者」が「複製」した複製物を販売する場合には、「譲渡権」の侵害となるし、そもそも、私的使用以外の目的に基づく「複製」であるから、著作権者の正当な利益は保護されている。」

# 支分権の強化と権利制限規定の強化

- 支分権は判例で強化されている
  - カラオケ, ロクラク, まねき
  - 間接侵害法理は法制化できなかった
- 権利制限規定は立法で強化されている...のか？
  - フェアユース規定は入らない
  - 細かい制限規定は入ったが, そうするとそれ以外は違法ということになる
- ネット時代のカラオケ法理に対応して, ネット時代の私的複製という解釈
  - サーバ型サービス(カラオケ等)
  - 自炊業者(「枢要な行為」)
  - クラウドソーシングは？